

(6/1 翌日)

# 原発事故高裁「国に責任」

## 東電と同程度賠償地域も拡大

東京電力福島第一原発事故を巡り、福島県内の住民や避難者ら約3700人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決が30日、仙台高裁であった。上田哲裁判長は一審に続き国と東電の責任を認め、約10億1千万円の賠償を命じた。国が被告となつた原発事故の集団訴訟での二審判決は初

で、今後の各地の裁判に影響を与える可能性もある。

### ▼28面=国の姿勢批判

福島地裁での一審に続き、2002年に国の地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」の信頼性が争われた。福島県沖で津波地震が起きる可能性を指摘したものだ。

今回の判決では「個々の

学者や民間団体の一見解とは格段に異なる重要な見解で、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」と重視。公表當時、経済産業省がすぐに津波高

賠償の地域は福島県会津地方や宮城県、栃木県の一部にも拡大され、対象人数も約2900人から約35

50人に増えて、賠償額は一審の約5億円から倍増し、「規制当局に期待される役割を果たさなかつた」と国の姿勢を批判。「規制

権限の不行使は国家賠償法の適用上違法」と指摘した。

## 仙台判決

(小手川太朗、飯島啓史)

